

(2) 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県手数料徴収条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和4年6月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定	(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定

める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(315)の11) 略

(316) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項又は第16条第1項の規定に基づく教育職員の普通免許状の授与 1件につき3,300円

(317) 教育職員免許法第5条第2項の規定に基づく教育職員の特別免許状の授与 1件につき3,300円

(318) 教育職員免許法第5条第5項の規定に基づく教育職員の臨時免許状の授与 1件につき1,800円

(318)の2)・(319) 略

(320) 略

める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(315)の11) 略

(316) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項又は第16条の2第1項の規定に基づく教育職員の普通免許状の授与
(同法第5条第2項の規定による普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日を経過した者に対する普通免許状の授与を含む。) 1件につき3,300円

円

(317) 教育職員免許法第5条第3項の規定に基づく教育職員の特別免許状の授与 1件につき3,300円

(318) 教育職員免許法第5条第6項の規定に基づく教育職員の臨時免許状の授与 1件につき1,800円

(318)の2)・(319) 略

(319)の2) 教育職員免許法第9条の2第1項の規定に基づく普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新 1件につき3,300円

(319)の3) 教育職員免許法第9条の2第5項の規定に基づく普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長 1件につき2,300円

(320) 略

(320)の2) 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号。以下第320号の5までにおいて「平成19年改正法」という。）附則第2条第2項の規定に基づく更新講習修了確認 1件につき3,300円

(320 の 3) 平成 19 年改正法附則第 2 条第 3 項第 3 号の規定に基づ
く更新講習修了確認を受けずに修了確認期限を経過した旧免許状所
持者が免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める 2
年以上の期間内にあることについての確認 1 件につき 3,300 円
(320 の 4) 平成 19 年改正法附則第 2 条第 4 項の規定に基づき修了
確認期限の延期 1 件につき 2,300 円
(320 の 5) 平成 19 年改正法附則第 2 条第 5 項の規定に基づき免許
状更新講習を受ける必要がない者の認定 1 件につき 3,300 円
(321)～(328) 略
2 略

(321)～(328) 略
2 略

附 則

この条例は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。